

2013年4月8日

国内製造者で初めて

富士ゼロックスの国際認証センターが 「超微粒子粉じん(UFP)評価」試験所認定を取得

試験設備を拡張し、関連会社の認定内容も拡充

富士フィルムグループの富士ゼロックス株式会社（本社：東京都港区赤坂、社長：山本 忠人）海老名事業所内の国際認証センターは3月26日、ベルギー経済省認定機関（BELAC）から、新規規制項目となった「超微粒子粉じん（UFP）評価」について、国際規格ISO/IEC17025*1に適合した、公平・公正な試験を実施できる試験所として認定を取得いたしました。国内製造者として初の取得です。

超微粒子(Ultrafine Particle -UFP)とは、直径0.1マイクロメートル（0.1mmの千分の一）以下の粒子で、近年微粒子に対する規制が強化されています。本年1月1日から、環境先進国であるドイツの厳しい環境基準であるブルーエンジェル*2のプリンターに対する認定基準が従来のRAL UZ-122から超微粒子粉じん（UFP）に対する要求を追加した新認定基準RAL UZ-171となりました。

そこで、国際認証センターは、昨年10月ドイツBAM試験所のRAL UZ-171の試験所認定に続き、国際規格であるISO/IEC17025の試験所としての認定範囲を超微粒子粉じん（UFP）の評価にも拡大いたしました。

◆超微粒子粉じん(UFP)評価とは：機器を密閉性の高いチャンバー（試験環境室）内に設置し、当該機器を稼働させたときのチャンバー内の空気を専用の計測機器で吸引し、機器から放出された排気の中にUFPがどの程度含まれているかを測定し、一定量以下の排出量を満足しているか否かを評価するものです。

「その他認定試験所の拡張および試験設備拡充」

また、国際認証センターでは、このたび電磁波測定用の10m法半無響電波暗室、シールドルームの増設と省エネ対策室、電機安全実験室、レーザー・LED試験室の試験所設備を拡充しました。稼働率の高い10m法半無響電波暗室およびシールドルームを増設は、電磁波関連規制に対する適合性評価能力が大きく向上し、その他、各実験室はこれまで蓄積してきた試験ノウハウを反映したきめ細かな工夫を取り入れたことで試験の精度と生産性を高めます。

さらに、当社関連会社の富士ゼロックスマニュファクチャリング株式会社鈴鹿事業所内*3の試験所が3月26日、欧州RoHS指令*4による禁止物質の検査ラボとして、新たにISO/IEC17025の認定を取得しました。これにより、国内外の自社および関連会社の4拠点で同等の高品質な試験を行えるしくみが整いました。

当社は、世界に商品を供給する製造者として、国際規格に基づく試験所認定を取得・維持することにより、質の高い、均一化した評価システムを構築し、富士ゼロックスおよび関連会社全体を通じて、安心・安全な商品提供に一層努めてまいります。

国際認証センターについては、以下をご参照ください。

<http://www.fujixerox.co.jp/company/action/icc/>

- *1 ISO/IEC17025は、試験所および校正機関に対する要求事項を規定した国際規格で、「試験所および校正機関が品質システムを運用し、技術的に的確であり、かつ、技術的に妥当な結果を出す能力が有ることを第三者が認定する」ためのシステム。
- *2 ドイツ連邦環境庁（UBA）およびドイツ品質保証・ラベル協会（RAL）が運営管理する環境ラベル「ブルーエンジェルマーク」
- *3 電子部品の光学機器など、複写機複合機の基幹部品の製造拠点
- *4 欧州RoHS指令：電子・電気機器における特定有害物質（鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）の使用制限についての欧州連合（EU）による指令。